

公 示 日：2025 年 7 月 2 日（水）

調達管理番号：25a00317

国 名：タンザニア

担 当 部 署：社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名：タンザニア国全国総合運輸マスタープラン改訂プロジェクト詳細
計画策定調査（環境社会配慮／気候変動対策／ジェンダー）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：環境社会配慮／気候変動対策／ジェンダー
- （2）格 付：3 号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025 年 8 月中旬から 2025 年 11 月上旬
- （2）業務人月：1.32
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
6 日 23 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1 部
- （3）提 出 期 限：2025 年 7 月 16 日（水）（12 時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 28 日(月)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮に係る各種調査
対象国及び類似地域	タンザニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タンザニアは、内陸国 6 か国を含む 8 か国と国境を接し、東アフリカ共同体（EAC）および南部アフリカ開発共同体（SADC）の 2 つの地域経済共同体に加盟している。さらに、インド洋に面したダルエスサラーム港と、そこを起点とする中央回廊およびダルエスサラーム回廊といった国際回廊を有し、アフリカ内陸国への玄関口として地理的に重要な位置にある。近年は、ダルエスサラーム〜ドドマ間の標準軌鉄道（SGR：Standard Gauge Railway）の運行開始（2024 年）や、港湾・空港の拡張整備など、地域の物流拠点としての機能強化が進められてきた。また、JICA は、2011 年から 2014 年にかけて「全国物流マスタープラン策定プロジェクト」（以下、「前回マスタープラン」という。）を実施し、2030 年を目標年次として港湾、道路、鉄道、航空、パイプライン等を含む計画輸送網の策定を支援した。同プランに基づき多くの短期的事業が実施に移されるなど（2017 年、JICA 事後評価）、同国政府も前回 MP の実施に取り組んできた。

しかしながら、国道の舗装率は 31%と依然低い水準にとどまり（TANROADS、2021）、そのうち 11%は状態が悪い。ダルエスサラーム港では、船舶の平均沖待ち時間が 5.6 日（中央回廊運輸交通調整機関、2022）に及び、タンザニア鉄道公社の中央鉄道ではインフラの老朽化や施設の不足により効率が著しく低下している。また、タンザニア国の運輸交通セクターは、公共事業省、大統領府地方自治庁、エネルギー省そして運輸省の計 4 省庁にまたがっており、輸送モードを横断する調整メカニズムが存在しない。そのため、鉄道・道路・港湾など輸送手段毎に異なる行政機関が個別に計画・開発を行っているため、輸送モード間の連携が弱い。こうした運輸インフラの未整備や行政間の調整不足等により、タンザニアの地理的優位性は十分に活かされておらず、輸入品価格に占める輸送コストが 35～45%に達すると同国は分析されている。このような問題意識から、同国が策定中の長期国家計画「タンザニア開発ビジョン 2050」では「繁栄した、公正で包摂的、自立した国家」という国家ビジョン達成に向けた推進要素の一つとして「統合されたロジスティクス（Integrated Logistics）」を位置づけており、

人・モノ・サービスが調和的かつ効率的に移動可能な運輸交通システムが国家ビジョンの達成の鍵とされている。

さらに、前回マスタープラン策定後 10 年以上が経過したが、ダルエスサラーム市からドドマ市への政府機能移転（2020 年 6 月に移転完了）や SGR の運用開始や拡張計画、ドドマにおける国際空港が建設されるなど、同国の空間構造に大きく変化も生じている。

本事業はこうした背景を受けて、全国総合運輸マスタープラン改訂に係る支援が同国政府より要請された。策定にあたっては、長期国家計画を実現させるためのマスタープランという位置づけの下、自国および地域全体の産業振興と経済発展に寄与するマスタープランを目指す。さらに行政機関だけでなく民間企業も策定プロセスに巻き込むことで、民間企業の投資を呼び込み、より地域経済の発展に寄与する計画とする。また、本事業は長距離トラック輸送から鉄道輸送へのモーダルシフトなど効率的な輸送システムの確立により CO2 排出量削減に貢献できる観点から、温室効果ガスを 2030 年までに BAU（Business as Usual：追加的な対策を講じなかった場合の GHG 排出量のこと）比で 30～35%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と矛盾しないものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務で対象とするタンザニアにはザンジバルを含む。運輸交通には人流・物流を含む。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 8 月中旬～2025 年 9 月中旬）

- ① 要請背景・内容を要請書、関連報告書等から把握する。
- ② 担当分野に係る関連既存資料・情報をレビューする。他団員（運輸交通計画、地域開発）の担当分野の関連既存資料・情報についても、他団員と協力し、ジェンダー視点からレビューする。
- ③ 担当分野に係る調査重点項目の整理、調査工程、調査手法（いずれもジェンダー視点含める）を検討し、タンザニア側関係機関に対する説明資

料（案）を作成する。他団員（運輸交通計画、地域開発）の調査重点項目の整理、調査工程、調査手法について、ジェンダーの視点から支援する。

※「アフリカ地域環境社会配慮モニタリング支援及びプロファイル整理に係る情報収集・確認調査環境社会配慮プロファイルファイナル・レポート（タンザニア、2023）を契約後に配布、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023 年 5 月）」を契約後に貸与する。

- ④ 担当分野にかかる対処方針（案）を検討する。
- ⑤ 担当分野について、現地で収集すべき情報を検討し、必要に応じて関係機関に対する質問票（英文）を作成する（社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む）。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ⑥ プロジェクトの環境社会配慮、気候変動対策、ジェンダー主流化に関する活動（本格調査項目）案の検討で JICA を支援する。
- ⑦ 担当分野に関して、JICA がタンザニア政府と締結する M/M（Minutes of Meetings）案、R/D（Record of Discussion）案の作成を支援する。
- ⑧ 調査団内の打合せや対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2025 年 9 月中旬～2025 年 10 月上旬）

- ① JICA タンザニア事務所との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② タンザニア側等の関係機関等との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に送付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。全てにおいてジェンダー視点に立った情報収集と分析を行うこと。
 - ア） 担当分野に関連する各組織の所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題等。他団員が調査する組織についても、環境社会配慮、気候変動対策、ジェンダーの視点から上記の点を他団員と協力して調査する。
 - イ） タンザニアの自然条件、保護区

- ウ) タンザニアの災害発生状況
 - エ) タンザニアの環境問題、今後の運輸交通開発によって生じる可能性のある担当分野に係る課題および留意事項
 - オ) タンザニアが決定する貢献（NDC）の実施状況、課題、温室効果ガス排出状況、その他タンザニア政府の気候変動政策に関する情報
 - カ) 他ドナーの、タンザニアの運輸交通分野におけるジェンダー課題に対する支援内容（アプローチの有無と内容）
 - キ) 支援対象国・地域の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析。なお、同情報を収集する際は、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【運輸交通】」（https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_02_transport.pdf）を参照すること。
- ④ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、タンザニア側からの意見について、担当分野の観点からコメントし、JICA を支援する。
- ⑤ 担当分野にかかる本格調査項目案、M/M 案、R/D 案の作成に協力する。
- ⑥ ③の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）を提案し、関係者とともに組み込みを検討する。
- ⑦ 国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の調査、業務を行う。
- ア) タンザニアの環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る組織・法制度・環境基準等の調査。
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく、開発調査型技術協力の本格調査における環境社会配慮調査の TOR 案の作成。
 - ウ) 情報公開用資料としての環境社会配慮調査結果（英文）の作成
 - エ) 開発調査型技術協力本格調査において、環境社会配慮に関し現地再委託が想定される業務内容、および現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報収集
- ⑧ JICA 気候変動対策支援ツール「JICA Climate-FIT」（緩和策および適応

策)を参考に、本プロジェクトによる気候変動緩和策及び適応策への貢献の可能性について検討し、本事業が緩和策ないしは適応策のいずれに資するか判断するための分析を行う。

- ⑨ 現地調査結果について、担当分野にかかる要旨を JICA タンザニア事務所に報告する。
- ⑩ 担当分野に係る収集資料リストを作成し、収集資料リストの取りまとめ作業に協力する。

(3) 整理業務 (2025 年 10 月上旬～2025 年 11 月上旬)

- ① 担当分野に関する事業事前評価表(案)作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、JICA が行う報告を担当分野の点で支援する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。また、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書(案)を含めた報告書(案)全体の取りまとめに協力する。環境社会配慮に関する調査結果の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023 年 5 月)」(契約後に貸与)の記載振りを参照する。

(4) ジェンダー視点に立った調査分析・検討時の留意事項

準備業務と現地業務を通じて、対象国の運輸交通分野とジェンダーに関する指針や取り組み、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他ドナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。

把握した課題・ニーズに対し、本格調査における取組内容、及びその進捗や結果を測定するための指標を検討・提案する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書

2025 年 11 月 7 日(金)までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

・ 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 9 月 20 日～10 月 12 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画 1（JICA）

ウ) 協力企画 2（JICA）

エ) 運輸交通計画（JICA が別途契約するコンサルタント）

オ) 地域開発（JICA が別途契約するコンサルタント）

カ) 環境社会配慮／気候変動対策／ジェンダー（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA タンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・タンザニア全国総合運輸マスタープラン改訂プロジェクト要請書（写）
- ・タンザニア政府Transport Sector Investment Programmes Phase 1、2、3

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・「タンザニア国全国物流マスタープラン調査」

https://openjicareport.jica.go.jp/700/700_416.html

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約

締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上